

○防衛省告示第百八十五号
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年八月十六日から施行する。ただし、第四十一号から第五十五号までに掲げる対象防衛関係施設に係る部分は、同年九月五日から施行する。

令和三年八月六日

防衛大臣 岸 信夫

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
対象防衛関係施設の所在地域	陸上自衛隊東千歳駐屯地
対象防衛関係施設周辺地域	北海道千歳市

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
対象防衛関係施設の所在地域	北海道札幌市南区
対象防衛関係施設周辺地域	北海道札幌市豊平区

備考	一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる二区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一区域が当該区域に接する道路の区間の部分及び側端の少なくとも一区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
対象防衛関係施設の所在地域	陸上自衛隊青森駐屯地

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
対象防衛関係施設の所在地域	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
対象防衛関係施設周辺地域	青森県青森市

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
対象防衛関係施設の所在地域	陸上自衛隊宇都宮駐屯地
対象防衛関係施設周辺地域	栃木県宇都宮市

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
対象防衛関係施設の所在地域	江曽島町、上横田町及び台新田町(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

二十四 航空自衛隊大湊分屯基地	
対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
秋田県男鹿市 す部分に限る。)	青森県むつ市 大字大湊(次の図面に示す部分に限る。)
秋田県男鹿市 男鹿中国有地内	大字大湊字大近川四十四番地ノ内官有地

備考
「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設周辺地域の項下欄に掲げる二区域に含まれる道路のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらに含まれない道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。
及び対象防衛関係施設に係る対象施設の区域

二十六 航空自衛隊大瀬山分屯基地	
対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
福島県双葉郡川内村 大字上川内(次の図面に示す部分に限る。)	福島県双葉郡川内村 大字上川内字花の内六番地